

一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月23日

安芸市長 横山 幾夫

第1. 入札に付する事項等

1. 業務名 安芸市東浜・西浜・土居の一部地区地籍調査(1年目)
委託業務
2. 仕様等 別紙設計書・仕様書による
3. 完成期限 令和8年3月23日(月)
4. 成果品納入場所 安芸市役所 建設課 地籍調査係
5. 申請期間 公告の日から令和7年5月8日(木)17時まで
6. 入札日
 - (1) 入札日時 令和7年5月13日(火) 14時
 - (2) 入札及び開札場所 安芸市役所大会議室(市役所庁舎2階)
7. 最低制限価格 設定あり
8. この入札への参加者は、別に定める入札心得を了知すること。
9. この入札は、入札参加資格を認めた者が1社の場合でも入札を行う。
10. この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
11. 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請は無効とする。

第2. 入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、共同企業体の参加は認めない。

1. 令和7年度に安芸市において、入札参加資格登録を受けている者であること。
2. 高知県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
3. 一般社団法人日本国土調査測量協会の会員であること。
4. 測量士の資格を有し、かつ下記のいずれかの資格を有する者を受託監督者及び受託検査者として配置することができる者であること。
 - (1) 地籍総合技術監理者
 - (2) 地籍調査管理技術者
 - (3) 地籍工程管理士
 - (4) 土地家屋調査士

5. 測量士の資格を有し、かつ下記のいずれかの資格を有する者を主任技術者として配置することができる者であること。
 - (1) 地籍総合技術監理者
 - (2) 地籍調査管理技術者
 - (3) 地籍工程管理士
 - (4) 地籍主任調査員
 - (5) 土地家屋調査士
6. 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者(受託監督者・受託検査者・主任技術者)を配置することができる者であること。
7. 高知県内の地方自治体が発注した「国土調査法に基づく地籍調査事業」に係る委託業務を受注し、完了した実績があること。
8. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
9. 安芸市から建設工事等請負業者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
10. 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年規則1号)第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

第3. 入札参加資格の申請等

当該業務の入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)等を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格がないと認めた者については、FAXで通知する。この通知のない者については入札参加を認めるものとし、入札参加資格確認通知は行わない。

1. 提出書類
 - (1) 申請書(別紙1)
 - (2) 配置予定技術者調書(別紙2)
 - (3) 地籍調査委託業務実績調書(別紙3)
2. 申請書等の提出期間 この公告の日から令和7年5月8日(木)17時必着
3. 交付及び提出場所 安芸市土居82番地1
 安芸市 建設課
 電 話 0887-35-1014
 F A X 0887-35-4445
4. 交付方法
 交付場所での直接配布又はホームページからのダウンロード
5. 提出方法

申請書等は、上記提出場所に持参又は郵送するものとする。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送すること。

6. 入札参加資格がないと認めた場合の通知

(1) 令和7年5月9日(金)17時までにFAXで通知

(2) 入札参加資格がないとされ、6.(1)の通知を受けた事業者は、その理由の説明を市長に対し求めることはできないものとする。

7. 入札参加資格の喪失

6.(1)の通知を受けない者であっても、次に該当する場合は入札参加資格を喪失するものとし、落札者にあつては落札決定を取り消す。

(1) 第2の入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第4. 仕様書の閲覧等

1. 閲覧 設計書・仕様書は、ホームページ上において閲覧することができる

2. 質疑応答

設計書・仕様書の内容についての質問がある場合には、次のとおり取り扱う。

(1) 質問は書面で行う(口頭質問には回答しない。)ものとし、安芸市役所建設課へ持参又はFAX・メールで送信すること。送信による場合には、必ず電話により着信の有無を確認すること。

(2) 書面の受付期間は、この公告の日から令和7年5月8日(木)17時まで(閉庁日は除く。)とする。

(3) 質問に対する回答は、書面の受理後速やかに文書で行うものとし、2.(2)の期日までにあったものは質問者にメールで通知するとともに、入札参加資格ありと認めた者すべてにメールで通知する。

第5. 入札方法等

1. 郵送による入札は認めない。

2. 入札時刻に入札会場にいない者については、入札参加を認めない。

3. 代理人による入札の場合は、その旨の委任状を持参し、入札書投函の前に入札執行者の確認を受けなければならない。

4. 入札書は別に定める所定の様式に基づくものとし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

5. 別に定める入札心得に規定される無効又は失格に該当する入札は、この入札において無効又は失格として扱う。

第6. 入札保証金

免除する。

第7. 入札の無効

安芸市契約事務規則第 20 条各号に該当するときの入札は無効とする。

第8. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。入札価格が同額であった者が 2 人以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第9. 入札結果の公表

この入札の結果については、落札者が決定されて 3 日以内に入札参加者ごとの入札価格と併せて、安芸市建設課地籍調査係で閲覧に供することにより公表する。

第10. その他

その他不明な点は、安芸市建設課地籍調査係に問い合わせること。